

広島県告示第五百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和七年五月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和七年五月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島本郷忠海線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
東広島市高屋町高屋東二七五二番一地从先から 東広島市高屋町高屋東四三六一番一地从先まで	旧	九・五〇〇 八・二〇	五八・〇〇	五八・〇〇	
	新	一一・九〇〇 二二・八〇			
			五八・〇〇		拡幅